

交免第347号
平成29年 2月27日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

運転免許更新手続の経由申請制度の運用要領について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の2の2に規定する運転免許証（以下「免許証」という。）の更新申請の特例について、法第92条の2第1項の表備考1の2に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を經由して免許証の有効期間の更新（以下「経由更新」という。）に係る運転免許更新申請書（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別記様式第18）及び質問票（令別記様式第12の2）を提出すること（以下「経由申請」という。）ができる。そのため、岐阜県警察における免許証の経由申請業務については、「運転免許更新手続きの経由申請制度の運用について」（平成14年5月31日付け交免第758号。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところ、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号。）の施行に伴い、その運用要領を下記のとおり定め、平成29年3月12日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 経由地公安委員会としての運用要領

(1) 申請場所

岐阜運転者講習センター

(2) 経由申請ができる者

優良運転者に該当する者で、法第101条第3項に規定する書面（以下「更新連絡書」という。）の送付を受けた者であること。ただし、次に該当する者は経由申請ができない。

ア 免許証に身体の状態に応じた条件が付されている者（眼鏡等、補聴器又は特定後写鏡等の使用を除く。）

イ 法第92条の2第1項の表備考4の規定の適用を受けて優良運転者となる者

ウ 記載事項変更を伴う者

エ 再交付を伴う者

(3) 経由申請ができる期間

經由申請をしようとする者の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1か月前から誕生日までの期間（誕生日が土・日曜日、祝日、休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）に当たる場合はこれらの日の前日まで。）。

(4) 經由申請受理上の留意事項

ア 經由申請ができる者であることの確認

經由申請者から、更新連絡書又は更新連絡書の送付を受けた者であることを証するに足りる書類及び免許証の提示を求め、經由申請ができる者（以下「經由申請者」という。）であることを確認すること。

イ 經由申請に不備がある場合の措置

(ア) 記載漏れ及び必要書類等の未添付

更新申請書及び質問票の記載漏れや、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条第3項に定める申請用写真及び法第101条の4に定める高齢者講習受講対象者の高齢者講習修了証明書等が未添付の場合は、不備がある旨を教示し、經由申請を受理しないこと。

(イ) 免許証更新手数料に係る証紙等の未貼付

更新申請書に住所地都道府県の収入証紙等が貼付されていない場合は、住所地公安委員会に免許証更新手数料（以下「手数料」という。）を支払わなければ更新手続きができない旨を教示し、經由申請を受理しないこと。ただし、住所地公安委員会に照会した結果、受理しても良いとの回答があれば受理し、手数料については、住所地公安委員会の指示によること。

ウ 免許証裏面への記載

經由申請者から更新に係る免許証の提示を受け、裏面備考欄に別紙1「免許証裏面の記載」の内容を記載・押印した上で經由申請者に返還すること。

エ 質問票に関する説明

申請場所の窓口には、住所地公安委員会から病気の症状等について聴取されることがある旨の案内文書を備え、經由申請者が經由申請をする前に案内文書の内容を把握できるようにしておくとともに、案内文書の内容を説明し、經由申請者が説明を受けた後も、經由申請を行う旨申し出た場合はこれを受理すること。

なお、質問票の項目で「はい」に該当がある場合における個別の聴取については実施しないこと。

オ 記載事項変更及び再交付を伴う申請

記載事項変更及び再交付を伴う申請は受理できないことから、住所地公安委員会において更新手続きをとるべき旨を教示すること。

(5) 適性検査の実施等

ア 適性検査の実施

經由申請を受理した場合は適性検査を実施し、その結果を適性検査結果通知書（令別記様式第18の4）に記載すること。

なお、更新の可否の判断は住所地公安委員会が行うことから、岐阜県公安委

員会は適性検査の結果による更新の可否の判断は行わないこと。

イ 適性検査結果の記録等

適性検査の結果、合格基準に達していないと認められる者に対しては、住所地公安委員会から改めて適性検査を受けるべき旨の通知がある場合があることを教示するとともに、適性検査に係る帳簿を備え、下記事項を記載して保管し、事後の住所地公安委員会からの照会等に活用すること。

- ・ 適性検査実施日時及び場所
- ・ 経由申請者の住所、氏名、年齢、免許証番号及び免許の種類
- ・ 適性検査の結果及び特異事項
- ・ 適性検査担当者の職名及び氏名
- ・ その他必要事項

(6) 経由申請者に対する適切な説明

経由申請者に対して適性検査を実施した後、次の事項について説明すること。

ア 免許証の交付について

免許証については経由申請をした日から起算して約3週間後に、住所地公安委員会から交付されること。

なお、希望により郵送も可能であること。

イ 代理人による免許証受領について

免許証の受領については、委任状による代理人受領が可能であること。

ウ 経由申請に関する照会先について

経由申請に関する問合せについては、住所地公安委員会又は経由地公安委員会であること。

(7) 更新時講習の実施等

経由申請者が岐阜県公安委員会が行う更新時講習（優良運転者講習）の受講を希望した場合は受講させることができる。

なお、講習の内容等は以下のとおりである。

ア 講習の内容

岐阜県公安委員会が行う優良運転者講習の内容とする。

イ 講習実施後の措置

経由申請者が岐阜県公安委員会が行う更新時講習を受講した場合は、講習終了証明書（「運転者等に対する講習の実施基準の制定について」（平成21年3月16日付け交免第217号ほか。）別添14「更新時講習の実施基準」別記様式第4号。）を記載し、受講済みであることを明らかにすること。

ウ 更新申請書の添付書類等の措置

更新申請書、質問票、申請用写真、適性検査結果通知書、講習終了証明書等は、速やかに住所地公安委員会へ送付すること。

2 住所地公安委員会としての運用要領

(1) 経由地公安委員会からの関係書類受領後の留意事項

ア 更新可否の判断

送付を受けた適性検査結果通知書等の内容から判断して、経由申請者が自動

車等の運転することに支障がないと認める場合は免許証の更新を行うこと。

なお、適性検査結果通知書の内容から更新の判断ができない場合は、経由申請者に対して、改めて適性検査を受けるべき旨を通知し、適性検査を実施すること。

イ 質問票の確認

質問票の項目で「はい」に該当がある場合は、病状等について聴取し、経由申請者が免許の取消し又は停止事由に該当するか否かを判断すること。

(2) 免許証の作成交付

ア 免許証の作成

免許証の作成は、経由申請者が提出した写真を使用して作成すること。

なお、免許証の交付年月日は、適性検査結果通知書等により経由申請者が自動車等を運転することに支障がないと認めた日以降とすること。

イ 代理人に対する交付

経由申請者の代理人に免許証を交付する場合は、委任状等の提示を求め、代理権の有無を確認すること。

ウ 取消該当者等に対する措置

経由申請受理後、経由申請者が免許の取消し又は効力の停止の基準に該当していることが明らかになった場合は、免許の取消し又は効力の停止について必要な措置を行うこと。

(3) 警察署での取扱い

免許証については、原則として経由申請者の住所地を管轄する警察署での交付となることから、「運転免許事務処理要領」（平成21年12月24日付け交免第1188号。）に定める8(1)イの「警察署で交付する場合」と同様の取扱いとすること。

(4) 岐阜県外で経由申請手続を希望する者からの問合せに対する対応

岐阜県外での経由申請手続を希望する岐阜県内住所の者からの問合せに対しては、別紙2「経由更新案内」を参考として教示すること。

別紙 1

免許証裏面の記載

経由更新手続中 この免許証は新たな免許証と
引換えに住所地公安委員会に提出してください。

年 月 日 岐阜県公安委員会

別紙 2

経路更新案内

岐阜県以外で更新手続を希望される方へのお知らせ
この手続は「優良運転者」の方が対象となり、その要領は下記のとおりです。

1 申請手続ができる期間

誕生日の1ヵ月前から誕生日まで（誕生日が土日、祝日、休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）に当たる場合はこれらの日の前日まで。）

2 申請手続に必要なもの

- 更新連絡書
- 運転免許証
- 申請用写真1枚
- 岐阜県収入証紙（更新手数料）
- 経路手数料
- 講習手数料
- 高齢者講習終了証明書等（70歳以上）
- * 更新と同時に住所等変更、再交付する場合は、この手続はできません。
- * 岐阜県収入証紙は、岐阜県内の地区交通安全協会（運転者講習センター、警察署内）、JA、金融機関等で購入できます。
- * 申請用写真は、6ヶ月以内に撮影したもので、無帽、正面、無背景、上三分身、縦3センチ×横2.4センチのものです。

3 申請手続きの順序

運転免許証更新申請書等の記入提出 → 適性検査 → 更新時講習

- * 講習は岐阜県でも受けられます。
- * 適性検査は岐阜県でも実施する場合があります、その際は改めてお知らせします。

4 免許証の受領について

免許証（岐阜県公安委員会が作成）は、原則的には、経路申請した日から起算して約3週間後に、免許証記載の住所地を管轄する警察署での受領になります。
希望により郵送することもできます。

5 手続の照会先

岐阜運転者講習センター 電話（058）295-1010（代表）又は手続をされる都道府県の運転免許担当課へお尋ねください。